

ID: 193

担当部署: 農政課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条文	エルムの里ほろおか交流センター設置条例 第6条第1項		
例規番号	平成10年条例第30号		
<p>【根拠条文】 (使用の手続) 第6条 センターを使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可を与える場合において、センターの運営上必要があると認めたときは、その使用につき条件を付することができる。 3 前2項に規定する使用の許可手続に関しては、別に市長が定める。</p> <p>【基準】 根拠条文、第4条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の制限) 第4条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を制限し、又は使用させないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (4) その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 195

担当部署: 農政課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	エルムの里ほろおか交流センター設置条例 第7条第2項		
例規番号	平成10年条例第30号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第7条 センターを使用するものは、別表に定める使用料を前納しなければならない。 2 第3条に掲げる事業のうち市長が特別認めるものについては、使用料を免除し、又は減額することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及びエルムの里ほろおか交流センター設置条例施行規則第4条の規定による。 (使用料の減免) 第4条 条例第7条第2項の規定による使用料の減免は、市長が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該各号の定めるところにより減免することができる。 (1) 赤平市が主催又は共催する場合 免除 (2) 幌岡町、共和町又は住吉町の各町内会が、町内会活動として使用するもの 免除 (3) その他市長が特に必要を認めた場合 5割 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、センター使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 196

担当部署: 農政課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	エルムの里ほろおか交流センター設置条例 第8条ただし書		
例規番号	平成10年条例第30号		
<p>【根拠条文】 (使用料の還付) 第8条 第7条の規定により既に納付した使用料は還付しない。ただし、使用者の責めによらない事情により使用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 198

担当部署: 農政課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	赤平市農村公園条例 第3条第1項		
例規番号	平成11年条例第26号		
<p>【根拠条文】 (行為の制限) 第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他これらに類すること。 (2) 興業を行うこと。 (3) 競技会、展示会、集会その他これらに類すること。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、公園の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 204

担当部署: 農政課

処分の概要	使用の承認		
例規名 根拠条項	赤平市農産物加工実習センター条例 第3条第1項(第13条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成26年条例第12号		
<p>【根拠条文】 (使用の承認) 第3条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の承認をする場合において、センターの管理運営上必要があると認めたときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、第4条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の制限) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を承認しない。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、附属設備及び備付物件を破損し汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) その他センターの管理運営上支障があると認めたとき。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 206

担当部署: 農政課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市農産物加工実習センター条例 第6条		
例規番号	平成26年条例第12号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第6条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市農産物加工実習センター条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減免) 第6条 条例第6条の規定による使用料の減免に関する基準及び減免の率は、別表のとおりとする。</p> <p>2 使用料の減免を受けようとするものは、使用申請書により市長の承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 207

担当部署: 農政課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市農産物加工実習センター条例 第7条ただし書		
例規番号	平成26年条例第12号		
<p>【根拠条文】 (使用料の還付) 第7条 既に納入した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責に帰することのできない理由により、使用ができなくなったとき。 (2) 第9条第3号の規定により使用の承認を取り消したとき。 (3) その他市長が特別な理由があると認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市農産物加工実習センター条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の還付) 第7条 条例第7条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用不能となったときは全額還付する。 (2) 条例第9条第3号の規定により使用承認を取り消されたときは全額還付する。 (3) その他特別の理由があると認めたときは全額又は一部を還付する。</p> <p>2 前項各号の規定により使用料の還付を受けようとするものは、赤平市農産物加工実習センター使用料還付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 209

担当部署: 農政課

処分の概要	分担金の徴収猶予等		
例規名 根拠条項	赤平市北海道営土地改良事業分担金等徴収条例 第6条		
例規番号	平成7年条例第9号		
<p>【根拠条文】 (徴収の猶予等) 第6条 市長は、災害その他やむを得ない理由により、納期限内に分担金を納入することができないと認めるときは、納期日を変更し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 217

担当部署: 農政課

処分の概要	行為の承認		
例規名 根拠条項	赤平市エルム森林公園条例 第3条第1項(第14条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成2年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (行為の制限) 第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他これらに類すること。 (2) 興行を行うこと。 (3) 業として写真又は映画を撮影すること。 (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類すること。</p> <p>2 市長は、前項の承認に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市エルム森林公園条例施行規則第5条の規定による。 (入園の拒絶等) 第5条 市長は、条例第3条及び第4条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者に対して入園を拒絶し、又は退園させることができる。</p> <p>(1) 泥酔者又は危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし若しくは園内の施設並びに樹木等に損傷を加え、又はそのおそれのある者 (2) 公園施設等の利用に違反する者 (3) その他施設等の管理上支障があると認められる者</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 218

担当部署: 農政課

処分の概要	占用の承認		
例規名 根拠条項	赤平市エルム森林公園条例 第6条(第14条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成2年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (占用の承認) 第6条 公園を占用するときは、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 220

担当部署: 農政課

処分の概要	使用料及び占用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市エルム森林公園条例 第7条第2項		
例規番号	平成2年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (使用料及び占用料の納付) 第7条 第3条第1項の承認を受けた者, 有料公園施設を使用しようとする者又は前条の承認を受けた者は, 別表第2に掲げる使用料及び占用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料及び占用料は, 市長が公益又はその他特別の理由があると認めるとき減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市エルム森林公園条例施行規則第8条の規定による。 (使用料及び占用料の減免) 第8条 条例第7条第2項の規定による減免基準は別表のとおりとする。 2 使用料の減免を受けようとする者は, 使用承認申請書により市長の承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 221

担当部署: 農政課

処分の概要	使用料及び占用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市エルム森林公園条例 第8条ただし書		
例規番号	平成2年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (使用料及び占用料の還付) 第8条 既納の使用料及び占用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市エルム森林公園条例施行規則第9条の規定による。 (使用料及び占用料の還付) 第9条 条例第8条ただし書の規定により、市長が特に必要と認めて使用料及び占用料を還付することができる場合は、次の各号の一に該当するときとする。 (1) 条例第11条第3号により承認を取り消したとき。 (2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、公園を使用又は占有することができなくなったとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日